

# 社労士法人 大竹事務所通信

平成 30 年 9 月 (Vol. 142)



## ご連絡先

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD. 三休橋 301  
 電話：06-6147-4763 F A X：06-6147-4795  
 URL: <http://www.e-jinji.jp/> ・ <http://osaka-otake.com/>

## 最低賃金引上げ額は「全国平均 26 円」 となる見込み

### ◆引上げ額は全国平均で 26 円

厚生労働省の第 51 回中央最低賃金審議会において、今年度(平成 30 年度)の地域別最低賃金額改定の目安が公表されました。

今年度の引上げ額の全国加重平均は 26 円(昨年度 25 円)、改定額の全国加重平均額は目安通りに上がれば 874 円(同 848 円)となります。また、引上げ率は 3.1%で、3年連続3%以上の引上げを確保し、政府が昨年策定した「働き方改革実行計画」に沿う形になります。

以下の表は、近畿及び東京都の目安額です。今後の正式発表にご注意の上、ご準備をお願いいたします。

	金 額(昨年度)	引上げ額
大阪	936 円 (909 円)	+27 円
京都	882 円 (856 円)	+26 円
兵庫	870 円 (844 円)	+26 円
奈良	811 円 (786 円)	+25 円
和歌山	802 円 (777 円)	+25 円
滋賀	839 円 (813 円)	+26 円
東京	985 円 (958 円)	+27 円

## 労働人口を支える 40 代社員の課題に 企業はどう対応すべきか

### ◆40 代社員が足りない!?

昨年、「40 代前半の社員が少ない」との某大手企業トップのコメントが話題になりました。

40 代前半層といえば、就職氷河期世代に該当します。つまり、採用を極端に少なく調整した時期で、2018 年の新卒求人倍率が 1.78 倍なのに対し、氷河期の底であった 2000 年はたったの 0.99 倍でした。

「その結果だろう。何を今さら」といった反感がネットを中心に飛び交いました。(リクルートワークス研究所「大卒求人倍率調査」より)

### ◆企業が求める 40 代

「氷河期世代は採用人数も少ないため、出世もしやすい」と勘違いされがちですが、企業が求める 40 代は、例えば 20 代で経験を積み、リーダー職や係長職を経て、30 代後半で課長、40 代で部長等上級ポストを担える人材で、氷河期世代の 40 代は採用の対象になりにくいといわれています。

### ◆賃金構造基本統計調査からみる 40 代

「賃金構造基本統計調査」とは、政府が主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数および経験年数別に明らかにすることを目的として、毎年 6 月(一部は前年 1 年間)の状況を調査している調査です。

2018 年 6 月に公表された結果によると、2010~12 年平均と 2015~17 年平均の比較では、全年齢平均では 31.0 万円から 31.9 万円と増加しているものの、40~44 歳および 45~49 歳の年齢層では 5 年前の水準に比べて減少しています。

また、常用労働者数 100 人以上の企業における部長級、課長級の役職比率を見ると、5 年前と比較して全体的に昇進が遅くなっていることがわかります。一方、常用労働者数 100 人以上の企業における部長級、課長級の人数は、比率が低下している中でもむしろ増加しており、役職比率の低下は世代の労働者数の増加に起因しているようです。

また、役職者数の増加は 45 歳以上の課長級が中心であることから、上級ポストが空かないことによるポス

ト待ちのような状況が多く発生している可能性があり、下手をすると、「生涯ヒラ社員」で終わる社員が多く発生する可能性があります。

バブル期入社世代にあたる 40 代後半、団塊ジュニアにあたる 40 代半ばにかけては、労働者のボリュームゾーンです。企業が求める 40 代になっていない層、ポスト待ち層のモチベーションを下げずにどう活躍してもらうか、フォローやメンテナンスが今後の課題になりそうです。

## 健康情報取扱規程の策定が必要になります

### ◆働き方改革法で規定

働き方改革法成立を受け、主に労働時間に関する改正が話題になっています。しかし、この法律によって変わるのとはそれだけではありません。労働安全衛生法改正により産業医や産業保健機能の強化がなされ、労働基準法改正による長時間労働抑制と両輪となって労働者の健康確保が図られるようになるのです。

具体的には、労働安全衛生法に第 104 条として「心身の状態に関する情報の取扱い」という規定が新設され、会社に従業員の健康情報取扱規程策定が義務づけられます。

### ◆規程の内容等は指針で明らかに

厚生労働省の労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの在り方に関する検討会では、4 月下旬から事業場内における健康情報の取扱いルールに関する議論を行い、7 月 25 日に指針案を示しました。

案では、個人情報保護法の定めに基づき、事業場の実情を考慮して、(1)情報を必要な範囲において正確・最新に保つための措置、(2)情報の漏えい、紛失、改ざん等の防止のための措置、(3)保管の必要がなくなった情報の適切な消去等、について適正に運用する必要があります。規定すべき事項を 9 つ示しています。

### ◆衛生委員会等での策定が必要

指針案によれば、「取扱規程の策定に当たっては、衛生委員会等を活用して労使関与の下で検討し、策定したものを労働者と共有することが必要」としています。共有の仕方については、「就業規則その他の社内規程等により定め、当該文書を常時作業場の見やすい

場所に掲示し、又は備え付ける、イントラネットに掲載を行う等により周知する方法が考えられる」としています。なお、衛生委員会等の設置義務のない事業場については、「関係労働者の意見を聴く機会を活用する等、労働者の意見を聴いた上で取扱規程を策定し、労働者に共有することが必要」としています。

### ◆平成 31 年 4 月 1 日までに準備を進めましょう

この健康情報取扱規程策定義務については、平成 31 年 4 月 1 日施行と、比較的準備期間に余裕がありますが、その分見落としがちとも言えます。心配だという場合は、その他の改正と併せて行う就業規則等の見直しと一緒に準備を進められないか、専門家に相談してみるのもよいでしょう。

## 医療保険にただ乗り？ 外国人実態調査へ

### ◆治療のために来日？

在留外国人は約 256 万人いますが、現在問題になっているのが、医療保険制度の不正利用です。これまで保険料を払ってこなかった外国人が、保険証を取得し、高額な医療を安く受けるケースが相次いでいます。

ある中国人の女性は、日本に来てがんの手術を受け、その後、抗がん剤治療を続けていました。治療費は、数百万円かかるところを、日本の保険証を持っていたため数万円で済んだと言います。

女性はこれまで中国に住んでいて、保険料を支払ったことがありませんでしたが、女性が使ったのは日本の保険証です。本来、医療保険制度は日本で暮らす人が保険料を出し合ってお互いに支える仕組みなので、医療を目的に来日した外国人は原則入ることができず、治療費は全額自己負担になります。保険料を支払っていない外国人が誰でも加入してしまうと、財源が足りなくなるからです。

しかし、仕事や留学などの目的で来日した人は、保険に加入できる制度になっています。この中に、扶養を受ける人も含まれます。女性には日本人と結婚した娘がいました。がんの治療目的ではなく、娘の夫の扶養に入るという名目で来日し、保険に入ることができたのです。女性は治療が終わったら中国に帰る予定だと話しているため、養ってもらうためではなく治療のために来日した疑いがあります。

## ◆日本の医療制度が狙われている？

扶養のほかにも「就労」「留学」などの在留資格を不正に取得して治療を受けるケースが発生しています。日本の医療制度は外国人にも門戸が開かれていて、就労や留学などの目的で来日した場合、医療保険に入ることが認められています。しかし、外国人が病気になったときだけ来日して、保険に加入して治療を受けられる抜け道があることが知れ渡ると、公平性が崩れ、制度への不信感が高まってしまいます。

背後にあるのはこのような手法を斡旋する業者の存在です。中国には、中国人でも日本の保険を利用できるとうたうサイトがあります。

## ◆厚生労働省が全国調査を開始

厚生労働省は8月1日までに、在留外国人による公的医療保険の不正利用や制度の隙間を突いた乱用の実態把握に向けた全国調査を始めました。公的医療保険に加入して高額医療の自己負担額を低く抑えるために不正に在留資格を得た事例の件数などを、市町村を通して調べます。今秋に結果をまとめ、防止策を検討するとしています。

## これからの時期に注意したい 「残暑バテ」とその対策

### ◆「残暑バテ」とは

今年も暦の上では立秋を過ぎました。だんだんと過ごしやすくなる日も増えてきますが、油断は禁物！ これからの時期は、一般に「残暑バテ」と呼ばれる体調不良が生じることも多く注意が必要です。

主な症状としては、疲れやすさ・疲労感（だるさ）、めまい・立ちくらみ、胃腸の不調、食欲不振、微熱等が挙げられますが、こうした症状が8月下旬から9月末頃まで続きます。仕事に影響が出ることも多いので、予防と早めの対策を呼びかけたいものです。

### ◆残暑バテの原因

残暑バテの原因には、蓄積された夏の暑さによる疲れが出てしまうことや、寒暖差による自律神経の乱れなどが挙げられます。朝晩で気温が大きく変動することも多くなりますが、これにうまく対応できないことが残暑バテの大きな要因の1つです。

また、特にオフィスや飲食店では、「寒い」と感じる

くらいに冷房が効いていることもめずらしくありません。こうした場所から暑いところへ出ることを繰り返すことも、自律神経の乱れを引き起こし、体調不良へとつながります。

### ◆オフィスでの残暑バテ予防

室内外の温度差による自律神経の乱れについては、オフィスでも対応することが可能です。室温を調節して、外気との差が5℃を超えないようにしましょう。

外回りの社員に対しては、訪問先や立ち寄った飲食店等で体が冷え過ぎないように、上着を1枚持っておくようにアドバイスしてください。

上手に残暑のシーズンを乗り切りましょう！

## 9月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>  
[労働基準監督署]

### 10月1日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>  
[公共職業安定所]

## 編集後記

子供たちの夏休みも終わり、ようやく日常が戻ってきました。お疲れ様でした。

さて、今年も最低賃金の引上げ額の目安が公表されました。9月末より順次発効となりますので、お給料計算の際には十分ご注意くださいませ。

今月も最後までお読みくださり、有り難うございました。(R.0)